



テミス通信

第 2 号 / 2013年3月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



東淀川区の梅

テミス通信第1号をお届けして、数々の温かい励ましや、応援の言葉をいただきました。ありがとうございます。

その中で、「テミス通信の意味は？」と、お尋ねいただいた方がいらっしゃいました。そこで今回は、「テミス」の由来についてお話しさせていただきます。

「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。

テミスの像は、古来より、裁判や法律の公正さを表すシンボルとされてきました。

事務所の入り口正面にあるガラスに彫刻されたテミス像は、弁護士であった亡き夫の希望を入れた、サンドブラスト作家の古谷智子さん（平成24年に日展に入選なさいました。）のオリジナル作品で、今では、大切な事務所のシンボルです。

名刺や封筒、登記済証の表紙に、古谷さんのテミスの原画を使わせていただいております。そんな訳で、事務所報の名前が、「テミス通信」となりました。

登録免許税の減税 3月末日で廃止

オンラインによって登記の申請を行う場合は、減税措置により、3万円の登録免許税が2万7千円となります。この法律が、平成25年3月31日をもって廃止することとされています。

登録免許税の1割。3000円を上限とする減税。

申請の仕方次第で大きな減税になることがあります。

会社の設立、不動産の売買・贈与・抵当権の設定などの予定のある方は、お急ぎ下さい。



住宅ローンを完済したら

住宅ローンを完済しても自動的に銀行の抵当権が消える訳ではありません

長期間支払い続けた住宅ローンをようやく完済して、ひと安心される方も多いのではないのでしょうか。完済後は、金融機関と共同して法務局に**抵当権抹消**の登記申請を行う必要があります。

また、引越し、住居表示実施、町名地番変更、結婚等により、抵当権を設定した当時の住所・氏名が現在のものと違っている場合、その住所・氏名の変更登記もする必要があります。

金融機関から抵当権抹消の書類を受け取ったら、できるだけ早く抹消手続きを行って下さい

実際、不動産登記簿に抵当権がついたままでも生活していく上では何の不都合もありませんが、長く放置していると抵当権抹消登記の際に大変苦勞することがあります。

住宅ローンの完済後には金融機関から書類が届いて、「なるべく早く手続きをして下さい」と注意書きが記載されています。これは**一部書類に有効期限があるから**です。有効期限が過ぎた場合は法務局で書類を取り直さなければなりません。また、委任状に記載されている代表取締役が交代している場合は、その当時、代表取締役であったことと、退任時期がわかる履歴事項証明を法務局で取り直す必要が出てきます。

書類をなくしてしまったら…

金融機関から受け取った抹消書類を紛失した場合、金融機関に書類を再発行してもらう必要があります。ただし、登記済証もしくは登記識別情報通知は再発行できませんので、司法書士に金融機関の「本人確認情報」という書類を作成してもらう必要があるため、更に時間も費用もかかります。

金融機関が合併した、または破綻したときは？

問題なのは、金融機関が合併もしくは破綻してなくなっていた場合です。近年の金融機関再編により、金融機関の名前も頻繁に変わっています。

住宅ローンの返済途中に金融機関が合併された場合や、住宅ローン完済後に合併された場合など、合併したことを証する書面を添付して登記することになり、大変複雑です。ご自身の取引していた金融機関が合併されたり、取引当時と名前が変わっている場合はご相談下さい。

抵当権の抹消には、以下の書類をご用意下さい。

住宅ローン完済後に金融機関から受け取った抹消書類一式※

不動産所有者（ご依頼者）の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）のコピー

※ 金融機関から受け取った書類一式とは下記の書類です。

1. 登記原因証明情報（解除証書等）
2. 登記済証（抵当権設定契約証書等）又は登記識別情報
3. 抵当権者（金融機関）の委任状
4. 抵当権者の発行日より3ヶ月以内の代表者事項証明

（住所、氏名変更している場合）

住民票、戸籍の附票、住居表示実施証明書、町名地番変更証明書、戸籍謄本等



将来、不動産の売却をお考えの方は必ず抵当権抹消が必要です。

忘れてしまう前に、必要書類を揃えて、早めの手続きをお願いします。

（文 石飛佐和子）

佐井事務所 スタッフ紹介



佐井 恵子

司法書士

チェロ発表会の曲が決定。
シューベルトのセレナーデ！



山添 健志

事務局

(司法書士試験合格)

今月からゴルフ始めます。
3月末のゴルフの約束までに、
間に合うのか不安。



石飛 佐和子

事務局

三谷幸喜の舞台を観に行きます。
主演は世界の渡辺謙！
楽しめます。



門垣 佳代子

事務局

入所当時、小学1年だった
下の子が今月小学校を卒業。
早〜い(˘˘)

寺小屋勉強会のご報告

去る3月3日、寺子屋法真堂さん主催の「死から始まる逆人生設計！」
くあると思うな明日の我が命 そなえあれば憂いなし」の巻と題する勉強会で、
【エンディングノート】【成年後見】【遺言】のテーマを担当して、お話しする機会をいただきました。
主宰の濱垣さん曰く、死ぬことが避けられないなら、【死から始まる逆人生設計】を
考えても良いのではないかと。そんな問題提起から始まった寺小屋では、参加者の
お連れになった幼子が、部屋の隅で遊んでいます。休憩中には、にこにこ話しかけ
に来てくれます。未来に続く子どもさんの声が聞こえる中で、大人達がこういった
テーマで話し合う。初めての経験でしたが、とても良い場を与えていただきました。
沢山のご質問をいただき、活気のあるセミナーになったと喜んでます。
詳しくは次回、テミス通信5月号にてご報告します。

佐井事務所スタッフ 他己紹介



佐井司法書士事務所の雰囲気、やる気を身近に感じていただくべく、
今回含め4回に渡り、スタッフの紹介をさせていただきます。
どうせなら本人の知らない裏の顔まで(?)、他のスタッフに語って
もらいました。第1回は佐井恵子です！



「とにかく新しい事にチャレンジするのが好きで、どんどん新しい
情報を取り入れています。司法書士でこんなに幅広い仕事ができるの？
と日々びっくりさせられます。司法書士の新しい分野の仕事から、
知らないパソコンの機能まで駆使して毎日勉強させてもらっています。」
(山添)



「仕事もプライベートも手を抜かず充実されています。司法書士業務だけでなく
大阪府中小企業家同友会などの活動にも積極的に取り組まれており、
人と人との繋がりをとても大切にされ、バイタリティーある女性です。

チェロのレッスンといった高尚な趣味がある一方で、若手お笑い芸人にも詳しく、
「モンスターエンジン西森の鉄工所ネタが大好きなの」と聞いた時の衝撃は今も
忘れられません。」(石飛)

「好奇心旺盛で新しいことにも躊躇なく挑戦する澁刺とした姿は、公私ともに私の
憧れでもあり、目標でもあります。

仕事に対する姿勢は厳しい一方、お茶目な面を併せ持つ先生を自分より年上な
がら、つい「可愛いっ！」と思ってしまうこともしばしばです。」(門垣)



信託勉強会のご報告

佐井司法書士事務所の公開勉強会として、平成25年1月25日(金)エル大阪にて、【講師】税理士 白井一馬先生(京都税理士会所属)を迎えて開催した「信託・一般社団法人の利用と課税関係」セミナーは、

弁護士・公認会計士・税理士・フィナンシャルプランナー・司法書士といった方々にご参加いただき、好評の内に終了しました。

参加いただいた方からの感想を、いくつか紹介します。

- ☆遺言と成年後見の問題を回避、解決する手法として有効利用できると思った。
- ☆相続の案件で、一般社団法人と信託は上手く使えそうです。
- ☆金融機関が使うものと思っていたが、誰でも使える事がよくわかった。
- ☆オーナー会社への提案に役立つ。
- ☆信託と一般社団法人を利用した財産の承継策を検討したい。
- ☆信託も一般社団法人といった、まだ普及していない分野をいち早く得ることができた。



信託勉強会 白井一馬税理士

引き続き、信託に取り組んでまいります。ありがとうございました。

- ・春は、門出の季節。桜の開花が楽しみです。テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。第2号は、スタッフの力を借りて無事発行することができました。一つでも楽しんでいただけたら何よりの喜びです。
- ・寺小屋法真堂さんの勉強会では、参加された方が様々な意見を出して下さいます。そのやりとりが楽しかったので、テミス通信を通じて双方向の意見交換ができないかと、急遽、原稿を差し替え、アンケートをお願いした次第です。皆さまのご参加をお待ちしております。(佐井)
- ・2月はお休みを何日かいただき、司法書士の特別研修に参加しました。この研修を終えて、6月の筆記試験に合格すれば、簡易裁判所で代理人になることができます。一日も休めないのが、体力的には厳しかったのですが、様々な年代・キャリアの人との出会いがあり非常に有意義な1ヶ月でした。(山添)
- ・抵当権抹消登記は日常の実務で頻繁に申請するお仕事ですが、一般の方にとってみれば一生に何度もあることではありません。記事を書くという経験を通して、自分にとって当たり前のことを分かりやすく説明できるようになる、という新たな課題を見つける良い機会になりました。(石飛)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>



非嫡出子の相続分、違憲？合憲？

皆さんは、どうお考えですか？

結婚した男女間の子どもを「嫡出子」といいます。

結婚していない男女間の子どもを「非嫡出子」といいます。

民法 900 条第 4 号の規定は、「嫡出子」と「非嫡出子」の相続分が均等ではなく、

前者が後者の 2 倍であると定めています。

この規定は、法の下での平等を規定する憲法に違反すると思いますか。

それとも、この規定は合理的理由があるので、憲法には反しないと考えますか。

平成 7 年 7 月 5 日、最高裁判所は、この民法の規定は、

法律婚の尊重と非嫡出子の保護との調整を図ったものであり、合理的理由のない差別とはいえず、

憲法第 14 条 1 項*の法の下での平等に反するとは言えないと判断しています。

*すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

この度、下級審において民法 900 条第 4 号の規定はそれぞれ合憲と判断し、非嫡出子の相続分は 2 分の 1 としたことに対し、非嫡出子側が最高裁判所に特別抗告していたところ、2 月 27 日、最高裁判所が審理を大法廷に回付したことから、最高裁は新たな憲法判断や判例変更をするのではないかと、注目されています。

そこでお尋ねします。

嫡出子と非嫡出子の相続分を均等としない民法の規定は、理由があると考えますか。

差し支えなければ、裏面のアンケートで是非ご意見をお聞かせください。

民法第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。

ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

アンケートの回答は

FAX 06-6365-1109

Eメール keiko@sai-shihou.jp

まで、よろしく申し上げます。

※このアンケートの回答は後日、テミス通信記事内にて掲載（抜粋）させていただくことがあります。ご了承下さい。

アンケート

(1) 結婚した夫婦間に生まれた子どもと、夫と愛人の間に生まれた子どもの相続分は2対1

合理的だ

不合理だ

(2) 同じ男女の間で、結婚をする前に生まれた長男と、結婚後生まれた二男の相続分は1対2
(婚姻の前後を通じて、父親が認知しないまま死亡した場合)

合理的だ

不合理だ

(3) ご意見をお聞かせ下さい。

(4) よろしければ、年齢と男女の別をお願いします。

80代以上 70代 60代 50代 40代 30代 20代以下

男

女

ご協力いただき、ありがとうございました。

テミス通信2013年3月号